

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等) 第23条

第23条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長（消防署長）が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を2個以上設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第1項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長（消防署長）が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第1項の消防長（消防署長）の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

【趣旨】

本条は、火災が発生した場合、人命危険の生ずるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所及び歴史的な財産である重要文化財等である建造物での火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するために必要な火気及び危険物品の持込み等の制限について定めたものである。

本条については、条例制定当時、多数の国民に喫煙の習慣があったことから、防火対象物の全ての場所を禁煙にすることが現実的ではなかったため、防火対象物の一部に喫煙所を設けることにより、火災予防に資することとしたものであるが、その後、喫煙率の低下等の状況を鑑みると、喫煙所の設置の義務付けが必ずしも適当ではないことから、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成15年12月18日付け消防予第319号・消防安第237号通知）の内容を踏まえ、平成16年に条例を一部改正している。また、令和5年に通知（令和5年2月21日付け消防予第59号）された内容を踏まえ、「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構等が定める図記号とする条例の一部改正を行っている。

【解説】

1 第1項の規定は、不特定多数の者が出入りする場所並びに重要文化財等である建造物の内部及び周囲での喫煙、裸火使用及び火災予防上危険な物品（以下、本条【解説】において「危険物品」という。）の持込みを禁止した規定である。

2 「消防長（消防署長）が指定する場所」について、当組合では「石狩北部地区消防事務組合火災予防条例第23条第1項の規定に基づき消防長が指定する場所」（昭和61年消防長告示第4-1号）において、以下に掲げる場所を指定している。

（1）喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席（喫煙にあっては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く。）

※ 「ならく」（奈落）とは、劇場で、舞台や花道の床下の空間のことをいう。

イ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあっては、喫煙設備のある客席を除く。）

ウ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールの舞台

エ 百貨店の売場（食堂部分を除く。）

オ 屋外展示場で公衆の出入りする部分

カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

キ 自動車車庫、駐車場

（2）危険物品を持ち込んではならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第1号ア及びイに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗車又は待合の用に供する建築物に限る。）

3 「消防長が指定する場所に持ち込んではならない火災予防上危険な物品」は、規則第10条により次のとおり定められている。ただし、通常携帯するもので軽易なものは、当該規定から除かれている。

（1）法別表第1に掲げる危険物及び条例別表第8に掲げる指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類

（2）一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に掲げる火薬類及び第 2 項に掲げるがん具煙火

また、喫煙、裸火使用又は危険物品の持込禁止場所において、裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込もうとするときは、規則様式第 8 号に定める裸火使用・危険物品持込申請書を所轄消防署長に提出し、承認を受けなければならない。

4 第 1 項第 3 号の「重要文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。

5 第 2 項の標識は、規則第 18 条（別表）に基づき、色は地が赤で文字を白とし、大きさは幅 25 センチメートル以上、長さ 50 センチメートル以上となっている。

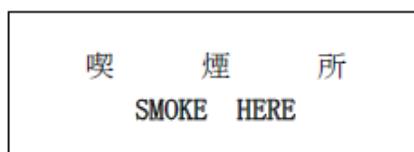


禁煙の標識

火気厳禁の標識

危険物品持込み厳禁の標識

6 第 3 項は、第 1 項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、当該防火対象物において全面的に喫煙が禁止されているか否かによって、標識の設置、吸殻容器を設けた喫煙所の設置、火災予防上必要と認める措置をとることとなっている。標識は、第 1 号に規定する防火対象物内において全面的に、又は劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識は、規則第 18 条（別表）に基づき、色は地が赤で文字を白とし、大きさは幅 25 センチメートル以上、長さ 50 センチメートル以上となっており、様式形状は「禁煙」の標識に準じて消防長（消防署長）が定めるものとなっている。また、第 2 号に規定する喫煙所である旨の標識（以下「喫煙所標識」という。）は、規則第 18 条（別表）に基づき、色は地が白で文字を黒とし、大きさは幅 30 センチメートル以上、長さ 10 センチメートル以上となっている。なお、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）で求められる喫煙専用室標識を設ける場合においては、類似した標識である喫煙所標識の設置を義務付ける必要がないことから、この場合は喫煙所標識の設置を不要としている。



第 3 項第 2 号の喫煙所の標識



健康増進法の標識（例）

7 第 4 項は、第 1 項の消防長が指定する場所において、第 2 項及び第 3 項の規定により設ける標識（第 2 項に規定する「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を除く。）と併せて図記号による標識を設けるときは、当該図記号による標識の規格は、「禁煙」又は「火気厳禁」の図記号による標識は国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」の図記号による標識は国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならないとしている。

- 8 第5項は、第3項第2項に掲げる場合の喫煙所を階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分は除く。）以外の場所に設けなければならないとしている。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができるとしている。
- 9 第6項は、劇場等に設ける喫煙所の目安を定めたものであり、通行、避難の障害とならない部分に当該場所を設けることとしている。
- 10 第7項は、禁止場所において、禁止されている行為をしようとする場合における関係者の制止義務を規定したものである。なお、本項における関係者とは、所有者、管理者又は占有者のことである。
- 11 関係者の制止義務は、従業員等を通じて行われるのが一般的であるが、従業員等自身には制止義務は課せられておらず、従業員等が制止を怠った場合、自己の制止義務について従業員等を通じて適正に行っていない関係者が、この規定の制約を受ける。なお、ここでいう「制止」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は所定の場所で喫煙等を行うよう知らせることであり、実力により行為を阻止するものではない。制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接又は放送設備等を通して行ってもよい。
- 12 消防庁では、たばこ火災が住宅火災における死者の発生原因の上位を占めている中、火を使用しない新たたばこ（以下、本条【解説】において「加熱式たばこ」という。）の市場が急速に拡大しており、これらの火災発生危険を検証、整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理するため、「加熱式たばこ等の安全対策検討会」を立ち上げ、平成31年3月、以下のとおり検討結果を取りまとめた。
- (1) 加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、PloomTECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組まれており、火災発生危険が紙巻たばこより低いことが判明したこと。
- (2) (1)のような安全対策に取り組まれた加熱式たばこが普及すれば、たばこ火災の低減に一定の効果があること。
- (3) 一方、加熱式たばこに今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難であること。
- (4) 危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できること、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこと見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当であること。
- (5) 今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられること。
- 以上を踏まえ、当組合では、本条に規定する「喫煙」については、加熱式たばこによる喫煙を含むものとしている。なお、加熱式たばこは、紙巻たばこ、葉巻、パイプなどと同様、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定するたばこ製品として該当するほか、「指定たばこ」として健康増進法（平成14年法律第103号）による規制対象となっている。
- 13 「電子たばこ」は、たばこ葉を使用せず、装置内又は専用カートリッジ内のリキッドを電気加熱させ、発生する蒸気を吸引する製品である。たばこ葉を使用しないため、たばこ事業法に規定するたばこ製品には該当しない。よって、電子たばこについては、本条に規定する「喫煙」には該当しない。

(空地及び空家の管理) 第 24 条

第 24 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、空地、空家等からの出火防止を図るため、空地については枯草の除去等を、空家については侵入防止措置等を、それぞれの所有者等に義務付けるため設けたものである。

【解説】

1 空地の管理（第 1 項関係）

- (1) 「空地」とは、屋外の全ての土地の空間部分のことである。
- (2) 「枯草等の燃焼のおそれのある物件」とは、次に示すものが想定される。
 - ア 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
 - イ ダンボール箱等の紙製品
 - ウ 工作物の除去に伴い生じた可燃性の不要物、廃材等
 - エ 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
 - オ 廃プラスチック
 - カ ゴムくず

(3) 空地の管理については、その義務を履行させる行政上の手段として、法第 3 条の規定に基づく屋外における措置命令により担保することができる。よって、「火災の発生のおそれのないよう管理」とは、本条が法第 3 条違反とならないよう空地の所有者等に枯草等の除去を義務付けたものであるから、法第 3 条第 1 項各号に掲げる措置が想定される。

2 空家の管理（第 2 項関係）

- (1) 「空家」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。なお、アパートやマンション、長屋等の集合住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空家であり、それが常態の場合に初めて「空家」に該当する。
- (2) 「火災予防上必要な措置」とは、空家が出火場所となる火災事例が多いことから、放火、火遊び等による火災を予防するため、空家の所有者又は管理者に対して、当該空家にむやみに人が出入りできないよう施錠すること、第一着火物となりやすい可燃性の物品を周囲に放置しないこと、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等を義務付けたものである。
- (3) 空家の管理状態から火災予防上危険があるものについては、空家の所有者又は管理者は、以下の事項に留意する必要がある。
 - ア 空家の侵入防止措置について
 - (ア) 空家の出入口等の開口部は、施錠又は板張り等により当該空家の所有者、管理者等の関係者等以外の者がみだりに立ち入ることのないよう管理すること。
 - (イ) 空家に人が出入りできるような破損箇所等がある場合は、内部に立ち入ることができないように修理、修復等を行うこと。
 - イ 周囲の燃焼のおそれのある物件の除去について
 - (ア) 放火、火遊び等の防止を図るため、空家の周囲には枯草、ごみ、ダンボール箱など容易に着火するおそれのある物件を放置しないこと。
 - (イ) 空家に供給されている電気、ガス等は遮断すること。
 - (ウ) 空家の内部及び周囲には、危険物品を放置しないこと。

(たき火) 第 25 条

第 25 条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならないこと及びたき火をする際に火災予防上必要な措置を定めたものであり、平常の気象時におけるたき火の制限に係る一般的な規定である。

なお、法第 22 条に基づき火災に関する警報が発令された場合は、第 29 条に基づき屋外でのたき火が禁止されることとなる。

【解説】

1 可燃物の近くでのたき火の禁止（第 1 項関係）

(1) 「たき火」とは、火を使用する設備、器具を用いないで、又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。また、不用品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も、本条に規定する「たき火」に該当する。

(2) 「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を含み、全ての燃えやすいものを総称している。ここで、「引火性の物品」とは、危険物第 4 類に属する物品のように点火源により発炎燃焼を起こす蒸気を発生するものをいい、「爆発性の物品」とは、燃焼速度が極めて早く、火薬類やニトロ化合物等のように瞬時に燃焼するものをいう。

(3) 「可燃物の近く」とは、たき火の規模、可燃物の性状、気象条件等により実体的に判断する。

2 たき火をする場合の留意事項（第 2 項関係）

(1) たき火をする場合は、水バケツや消火器等の消火準備をするとともに、たき火をしている間は目を離さないなど、たき火に起因する火災、周囲への火の粉の飛散防止をするための措置をとるとともに、万が一周囲に火の粉が飛散してしまった場合には、迅速に火の粉を消す等の対応をとる必要がある。

(2) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をする場合は、第 52 条に基づき、あらかじめ所轄消防署長に届け出なければならない。届出については、第 52 条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）【解説】を参照すること。

3 その他

(1) 本条の趣旨は、単に「たき火」をしてはならないということではなく、「引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近く」でたき火をしてはならないということ、たき火をする場合においては、消火の準備をし、かつ、十分な監視を行わなければならないことである。よって、指導に当たっては、当該内容に基づいた指導を行うこととなる。

(2) ごみの焼却については、【参考】のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、本条【参考】において「廃棄物処理法」という。）により規制されている。ごみの焼却等に係る届出があった場合は、第 52 条【解説】「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を参照すること。

【参考】ごみの焼却について

ごみの焼却については、消防法や火災予防条例ではなく、廃棄物処理法第 16 条の 2 において、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を処理してはならない。」と定められており、廃棄物の焼却は、処理基準に適合する焼却炉や一部の例外を除き、禁止されており、ドラム缶などで焼却することはできない。

当該規定に違反した場合は、5年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円）が科せられる（廃棄物処理法第25条及び第32条関係）。なお、ほかの罰則と比較すると、例えば、暴行罪・脅迫罪（2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）よりも重いものとなっている。過去には、自社の資材置き場で建築廃材を野外焼却したために、拘禁刑1年・罰金40万円の刑が執行された事案もある。

ごみの焼却は、煙や悪臭等により周辺住民等に被害を及ぼし、ダイオキシンや有害物質の発生原因となるため、当該法律によって規制されている。

剪定した木枝については、燃やさず、定められた方法で処分しなければならない。

例外として認められる焼却については、「どんど焼き」、「キャンプファイヤー」等があるが、これらの焼却であってもむやみに焼却してよいということではなく、煙や悪臭等による苦情が寄せられるような場合は指導の対象となる。また、このような場合でもビニールやプラスチック類の野外焼却はできない。

先述の「処理基準に適合する焼却炉」は、次の条件を満たす必要がある。

- 1 焼却室内が外気と接することなく800度以上の温度で焼却できること。
- 2 焼却に必要な空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できること。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）】

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(がん具用煙火) 第 26 条

第 26 条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

【趣旨】

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて定めたものである。

【解説】

1 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火（花火）、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則で定めるものをいう。家庭で子どもたちが遊ぶような手軽で小さな花火やロケット花火などを指す。

2 第 1 項及び第 2 項は、火薬類取締法施行規則第 91 条第 2 号の数量（火薬又は爆薬の合計が 25 キログラム。ただし、クラッカーボールにあっては 5 キログラム）以下のがん具用煙火について、第 3 項は同規則第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用される。

3 (公社) 日本煙火協会では、がん具用煙火（花火）を消費する際の安全のために、品質の安全基準となる S F (Safety Fireworks) マークを発行するとともに、自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、安全基準等に適合していることを証する表示（規格証）及び合格を証する表示（合格証）が付されることとなっている。



S F マーク

4 第 1 項の「火災予防上支障のある場所」とは、規則第 11 条（がん具用煙火を消費してはならない場所）により、次の場所が示されている。

(1) 引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近

(2) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近

(3) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所

5 第 2 項に定める規制は、一般的注意事項を定めたもので、がん具用煙火の数量に關係なく

（火薬類取締法施行規則第 91 条第 2 号に定める数量を超えるものを除く。）炎、火花又は高温体との接近を避けるべきことを定めているものである。炎、火花及び高温体との接近防止のための措置は、次の例に示すとおりである。

(1) がん具用煙火の近くで燃焼器具を使用しないこと。

(2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源が影響する場所から安全な距離をとるか、又は区画すること。

(3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用いて、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止すること。

(4) 裸電球の接近を避けること。

6 第3項は、一定数量以上のまとめた量のがん具用煙火について、より高い安全のための措置を要求したものであるが、同項に定める「不燃性容器」には難燃性の容器は含まない。

7 当組合では、がん具用煙火を販売するために展示、陳列する場合は、本条第3項の規制範囲に含まれないものと解し、がん具用煙火の販売については、「がん具用煙火の販売を目的とした貯蔵取扱いに関する火災予防対策」により、以下のとおり指導している。

がん具用煙火の販売を目的とした貯蔵取扱いに対する火災予防対策

対象及び目的	百貨店又は大規模な小売店舗（延べ面積1,000 平方メートル以上のもの）の売場でのがん具用煙火の販売に対する火災予防対策は、次により指導するものとする。
1 施設面における対策	<ul style="list-style-type: none">① 売場でのがん具用煙火を販売目的のため陳列、展示する場所（以下「煙火販売コーナー」という。）は、各階の売場単位に1か所を原則とする。 ただし、テナントを有する場合の煙火販売コーナーはテナント単位に1か所とする。② 煙火販売コーナー1か所の占有面積はおおむね7 平方メートル以内とする。③ 煙火販売コーナーは、レジなど常時従業員がいる場所の付近で、監視及び管理しやすい位置に設けるものとする。④ 煙火販売のための陳列、展示用の台は安定し、かつ丈夫なものを使用する。⑤ 煙火販売コーナーには、水系の消火用具を配置する。
2 管理面における対策	<ul style="list-style-type: none">① 防火管理者は売場従業員に対し、がん具用煙火の適正な取扱い、不審者の監視及び火災時の即応行動等について安全管理教育を実施する。② 子供のいたずら・放火等に対する監視体制を強化する。③ がん具用煙火の陳列、展示は、台上に収まる範囲の量とし、売場管理、商品管理を徹底する。④ がん具用煙火の保管場所（煙火販売コーナーを除く。）は、第31条の規定による貯蔵又は取扱いを行わせ、保管スペースに見合う適正な入荷量、在庫量とする。

(化学実験室等) 第 27 条

第 27 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯槽し、又は取り扱う場合においては、第 30 条、第 31 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 31 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における順守事項について定めたものである。例えば、パラフィンのオイルバスを使用して加熱実験等を行う場合、パラフィンのような物品は、一定の温度以上に加熱することによって可燃性の蒸気を発生するため、火災予防上極めて危険なものといえる。したがって、このような物品を一定の温度以上に加熱する場合においては、火粉の飛散、火炎の伸長等引火の誘引をなすことを極力防止とともに、加熱されている物品そのものが溢流（いつりゅう）して直接火と接触することを防ぐ措置が取られていなければならない。

【解説】

- 1 「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
- 2 「第 30 条、第 31 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 31 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱う」とは、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準の一部を準用するということである（具体的な内容及び解説については、それぞれの条文の解説を参照）。
- 3 「火災予防上必要な措置」とは、次のとおりである。
 - (1) 加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火粉の侵入を防止すること。
 - (2) 熱源と当該容器の間には、目の細い金網を挿入し、火炎の伸長を防ぐこと。
 - (3) 化学実験等を行う場合、熱源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台上で行うこと。
 - (4) 取扱位置は、第 18 条（液体燃料を使用する器具）第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの例によること。
 - (5) 加熱の状況によっては、第 3 条（炉）第 2 項第 5 号の例による措置をとること。
 - (6) 消火器を設置するなど適切な消火の準備を行うこと。
 - (7) 実験中である旨の表示を掲出すること。
 - (8) 危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないような措置が必要であること。また、危険物等を保存する容器は危険物の性質に適した材質のものを使用し、破損、腐食、さけめ等のある不良なものを使用しないこと。

(作業中の防火管理) 第 28 条

第 28 条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鉛打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。

2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消防用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。以下第 46 条及び第 47 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消防用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【趣旨】

本条は、可燃物の近くにおいて火炎が伸長し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止する旨を定めたものである。

本条の趣旨については、「新築工事中の防火対象物の防火安全対策について」（昭和 48 年 10 月 17 日付け消防予第 139 号・消防安第 40 号通知）及び「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭和 52 年 10 月 24 日付け消防予第 204 号通知）の内容による。

1 新築工事中の防火対象物の防火安全対策について（昭和 48 年 10 月 17 日付け消防予第 139 号・消防安第 40 号通知関係）

- （1）新築工事中の防火対象物の防火管理体制を確保するため、工事施工責任者は、以下の内容を実践すること。
- ア 分担の工事者ごとに防火に関する責任者を定めさせること。
- イ アを統括する防火管理の責任者を定めること。
- ウ 防火管理の責任者に対し、火災の発生防止、火災の発見、消火、通報、避難等に関する事項及び法第 8 条第 1 項の規定に準じて実効性のある消防計画を作成するよう指導すること。
- エ 消防計画の作成にあたっては、特に工事中に使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項、溶接器具、バーナーその他の火気使用設備及び器具の使用の際の管理に関する事項及び喫煙その他火気の管理に関する事項並びに火災発生時において当該建物内で作業中の者全員に対する連絡、避難に関する事項及び消防機関への通報に関する事項について関係者の任務分担を明確にし、その内容を関係者に周知徹底すること。

- （2）当該防火対象物に係る工事（消防用設備等の設置、改修工事を含む。）の完了前においては、装飾物品、商品等の可燃物の搬入を禁止し、やむを得ず搬入する場合にあっては、工事施工責任者に当該搬入について責任を有する者と防火管理について協議を行わせ、（1）に準じた措置を講じさせるとともに、少なくとも当該搬入を行う部分における消防用設備等を完備させ、常時作動するよう維持管理させること。

2 工事中の防火対象物に関する消防計画について（昭和 52 年 10 月 24 日付け消防予第 204 号通知関係）

消防計画の内容とすべき図面又は事項

- (1) 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置等の各階平面図
- (2) 廊下、階段、出入口その他の避難施設等及び消防用設備等ごとの工事期間、機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類及び箇所、工事に伴う火気使用の有無、使用する火気の使用場所、種類及び使用期間、工事の施工中に持ち込む資材及び機械器具の種類、量、堆積方法及び持ち込み期間並びに工事に係る部分の工事完了後の状況
- (3) 工事施工中における使用部分及びその用途、工事により機能の確保に支障の生ずる避難施設等及び消防用設備等に係る代替措置の概要、使用する火気の管理の方法、持ち込む資材及び機械器具の管理の方法その他防火上又は避難上の措置

【参考】工事中の消防計画（予防要綱第14条関係）

工事中の消防計画に記載する内容は、以下のとおり。

- (1) 工事期間における使用部分の面積及びその用途
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等及び避難施設の工事期間、代替措置の概要及び管理の方法
- (3) 工事部分と使用部分との防火区画の方法
- (4) 工事に伴って持ち込む資機材の種類及び数量並びに管理の方法
- (5) 工事部分及び使用部分における火災予防対策、災害発生時の対策並びに自衛消防組織の編成
- (6) 工事期間における火災予防に関する教育及び訓練の実施計画
- (7) その他火災予防上必要な事項

本条が対象とするガス溶接作業、解体等の溶断作業、グラインダーによる火花を発する作業等は、熟練した作業者によって行われることが一般的であると想定されるが、作業中の防火管理を徹底しないと、「断熱材に着火し、顧客が完成を待ち望んでいた新築住宅を全焼させてしまい、さらに上階で作業していた作業員が亡くなってしまった。」「自動車の溶断作業中、付近にあった布に着火し、顧客が大切にしていた車両を焼損させてしまった。」というような損害が発生し、火災被害のみならず、人の信頼を失うということにも直結するので、充分に注意しなければならない。

【解説】

1 作業中の防火管理における火災危険（例）

作業中の防火管理において想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
<input type="checkbox"/>	建築工事現場において、アーク溶接の溶接火花が吹き付けられていた発泡ウレタンに着火し、火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・火花を発生する作業等を行う際は、付近に断熱材や有機溶剤等の可燃物がないことを確認すること。
<input type="checkbox"/>	建築工事現場において、アーク溶接時に実施場所外で迷走電流回路が形成され、鉄柱結合部の釘等が発熱したことによって、天井裏のはりが炭化し、火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の周囲を不燃性シート等で遮へいし、消火器等を準備すること。 ・溶接等の作業場周辺の点検や作業中の監視を徹底すること。
<input type="checkbox"/>	解体工事現場において、グラインダーで床面のアンカーボルト切断作業中、発生	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等は全員が使用できるよう定期的に訓練を実施すること。

	した火花により発泡ウレタンに着火し、漏れていた灯油にも引火した火炎が拡大し、火災化する。	・作業終了時の点検を徹底すること。 ・上記事項を作業員に周知徹底すること。
□	解体工事現場において、解体された鉄骨をアセチレンガス溶断器で切断中に飛んだ溶滴が、灯油が浸み込んだ土壌部分に落ち、火災化する。	
□	アスファルトの防水工事中にアスファルト溶解窯をトーチガスバーナーで加熱する際、責任者がその場を離れ、アスファルトが溶解窯から溢れ出たため、屋上の床材に着火し、火災化する。	・火を使用している場所から離れないなど作業中の防火管理を徹底すること。 ・飛散防止の措置をすること。
□	車両の解体作業員が、アセチレン溶断器を使用して廃車車両からドライブシャフトを切断する際、発生した溶接の火花が解体車両底部のすき間から車両内に入り込み、車両の床材に着火して火災化する。	・火花の飛散防止をすること。 ・周囲の整理整頓をすること。

作業中の防火管理に係る火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げている。これらの火災危険を排除し、安全に、安心して作業するためには、本条及び本条【解説】において示している内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 溶接、火花を発する作業等を行う際の防火管理（第1項関係）

- (1) 本項における規制対象は、火炎が伸長するか、又は火花が飛散する作業である。家庭で行う一時的な行為等は、これには該当しない。つまり、作業所や工事現場において行う一定の事業目的に従って反復継続する一連の作業が対象である。
- (2) 「火花を発する作業」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。
- (3) 「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。

3 自動車の解体作業等の防火管理（第2項関係）

- (1) 本項の規定は、自動車の解体作業時における安全管理の徹底を図るために定めたものである。
- (2) 「燃料等の可燃性の物品」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等、溶断作業において着火しやすい物品をいう。
- (3) 「燃料等の適切な管理」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準の例によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。

4 溶接作業等を行う際の防火管理（第3項関係）

溶接作業等を行う場合は、火花の飛散等による火災の発生防止を図るため、政令第4条の3に規定する防炎性能を有する工事用シート（防炎対象物品）を用いることが有効である。

5 工事中の建築物等における防火管理（第4項関係）

- (1) 本項の規定は、風通し又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを発生する作業を行う場合の規制であり、十分な換気、粉じんの除去を行うか、又は火気の使用を禁止する等の措置を講じ、さらに作業中の監視及び作業終了後の異常の有無の確認を行うことを義務付けたものである。
- (2) 防火対象物で工事が行われる場合、溶接や溶断、塗料等の危険物品持ち込みのほか、作業員の喫煙など火災発生の危険が潜在している。過去には、溶接や溶断作業による火花の飛散、作業員等の喫煙の不始末によるもののほか、夜間に施錠されていない工事現場や当該現場から出た廃棄物の集積場への放火などが要因となって火災が発生している。このような場所で火災が発生すると、最悪の場合は建物が全焼する規模の大火災に発展するおそれがある。また、積雪寒冷地である当組合では、工事現場内を温めるためのジェットヒーターに対し、タンクローリーから直接給油している最中に火災が発生する等の事態も生じている。ひとたび火災が発生すると、自己の所有物の損害はもとより、周囲に延焼することで近隣の住民等に対して大きな損害を与えることも想定される。

このことから、政令第1条の2及び省令第1条の2において、新築工事中の建築物のうち外壁及び床又は屋根を有する一定規模の建築物で、電気工事等の工事中のものには、防火管理者を定め、消防計画を定めることによって防火安全対策を確保している。一方、当該規定の対象外となっている建築物、防火対象物については、本条に規定されている事項のほか、消防用設備等の一部が工事のため使用できない場合で、例えば自動火災報知設備等に支障があるときは、仮の配線による機能確保を図ったり、スプリンクラー設備や屋内消火栓設備の使用不能に対しては、消火器の増設や巡回を強化する等により、出火防止はもとより工事中の防火管理の徹底を図る必要がある。

6 火災予防上安全な場所以外での喫煙の禁止（第5項関係）

「火災予防上安全な場所」とは、次に示すとおりである。当該場所には、消火の準備又は喫煙場所である旨の標識を掲出する等の措置を施すことが望ましい。

- (1) 周囲に可燃物がない場所であること。
- (2) 適当な広さを有すること。
- (3) 付近で危険作業が行われていないこと。

【参考】防炎物品、防炎製品について

防炎性能を有する防炎品は、マッチやライターなどの小さな火源、火種の炎を接しても、炎が当たった部分が焦げるだけで容易に着火せず、着火しても自己消火性（自ら延焼拡大を停止する性能）により、容易に燃え広がることはない。

防炎品には、「防炎物品」、「防炎製品」がある。

1 「防炎物品」（防炎対象物品）

法第8条の3では、高層建築物、地下街又は劇場、病院等の建築物（政令第4条の3において「防炎防火対象物」という。）におけるカーテン等については、施設等を利用する不特定多数の人々等を火災から守るために防炎性能を有するものを使用するよう義務付けている。このように法律で使用が義務付けられている防炎性能を有するものが防炎物品である。

なお、法第8条の3では、「どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるもの」のことを「防炎対象物品」といい、「防炎対象物品又はその材料で法第8条の3第1項の防炎性能を有するものを、同条第4項において「防炎物品」といっている。

法で定める防炎対象物品は、次のとおりである。

防炎対象物品	防炎対象物品に含むもの	防炎対象物品に該当しないもの
カーテン	・布製のアコーディオンドア、衝立て	・屋外で使用される広告幕

カ ー テ ン 類	布製のブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾のため壁にそってさげられている布製のもの、ノレン、装飾幕、紅白幕等で下げ丈がおおむね1m以上のもの ・厨房、火気使用部分等で火災危険のある場所で使用するノレン類については大きさに関係なく全て対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・編目寸法が12mmを超えるものは、工事用シートには該当しない ・独立したさお等に掲げる旗 ・プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
	どん帳、暗幕、舞台で使用する幕	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館で使用される映写用スクリーン 	
	大道具の合板、展示用合板	<ul style="list-style-type: none"> ・展示用台パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等 	
	工事用シート	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用シート 	
じ ゅ う た ん 類	じゅうたん	<ul style="list-style-type: none"> ・織りカーペット(だん通を除く。)をいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ2m²以下のじゅうたん ・じゅうたん等の下敷材(アンダーレイ、クッション、フェルト等) ・壁に掛ける装飾用じゅうたん ・毛皮製床敷物 ・美術工芸品又は手工芸品的なだん通及びチューブマット ・毛製だん通、絹製だん通 ・畳
	毛せん	<ul style="list-style-type: none"> ・フェルトカーペットをいう 	
	タフティッドカーペット、ニッティッドカーペット、フックドラック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・接着カーペットとは、フロックカーペット及びコードカーペットをいう。 	
	ござ	<ul style="list-style-type: none"> ・いぐさ、ポリプロピレン、竹ござ 	<ul style="list-style-type: none"> ・接着剤で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル、クッションフロア
	人工芝	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に敷かれた人工芝 	
	合成樹脂製床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・クッションフロア 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の観覧席のグランド、フィルド等に敷かれているじゅうたん等

※ だんつう「段通」：手織りの高級敷物。ペルシャ段通・中国段通が有名。厚手の織物であるが工芸的に扱われ、じゅうたんとは区別されている。

2 「防炎製品」

法に基づく防炎物品以外の防炎品で、使用者を火災から守るために火災予防上防炎性能を有することが望ましいとの考え方から、消防庁等の指導により普及が図られているものである。

(公財)日本防炎協会設置の防炎製品認定委員会が防炎性能基準等を定め、この基準に適合する製品が防炎製品として認定されている。防炎製品としては身の周りのものが多く、次のようなものがある。

寝具類、テント類、シート類、幕類、非常用持出袋、防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類、衣服類、布張家具等、布張家具等側地、自動車・オートバイ等のボディカバー、ローパーティションパネル、襖紙・障子紙等、展示用パネル、祭壇、祭壇用白布、マット類、防護用ネット、防火服、防火服表地、木製等ブラインド、活動服、災害用間仕切り等、作業服

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

【趣旨】

本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報(以下、本条【解説】において「火災警報」という。)を発令した場合における当該発令中の火の使用の制限について定めたものである。類似規定として、法第23条があるが、これは、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」に係る規制であるのに対し、法第22条は火災警報発令中における屋内での裸火の使用から屋外での火入れ等に至るまで多岐にわたっており、出火源となりやすい危険性のある火の使用を制限している。

本条は、第25条のたき火に係る規定に対して特別規定の関係にあるため、火災警報の発令中にあっては、「特別法優先の原則」から本条が優先的に適用される。なお、本条の規制を受ける対象者は、本条の制限行為を行おうとする者であり、住宅の居住者はもとより、裸火を使用する事業所、店舗等の関係者が想定される。

法第22条及び本条は、昭和23年の法制定当時、木造建築物が大半を占めており、中には密集していた地域もあったこと、消防用設備等のハード面、防火管理体制等のソフト面が整備されていなかったことなどから、現代より火災が発生、拡大しやすく、乾燥や強風といった気象条件と相まって大火災にも発展する可能性が高い状況であった。また、出火原因として大規模な炉やかまどなど裸火の使用に起因する火災が多かったことから、これらに対応するために前述のとおり、法第22条及び本条が設けられている。

なお、本条の規定に違反した者は、同時に法第22条第4項の規定に違反することになるため、法第44条の規定により、30万円以下の罰金又は拘留の刑が適用されることになる。

【解説】

1 火災警報の概要

(1) 気象庁長官、管区気象台長等の気象関係機関からの通報は、「火災気象通報」として通報される。火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められる際に、都道府県を通じて市町村へ通報され、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、市町村は火災警報を発令することができるとされている。また、この通報の基準については、昭和24年に示された火災警報の発令要件をもとに、各地の実情に応じて設定することとされており、当組合の場合は、次の気象要件になった場合は、火災警報を発令することができることとされている(予防規程第42条関係)。

ア 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下であり、かつ、平均風速が毎秒12メートル以上のとき。

イ 平均風速が毎秒18メートルのとき。

(2) 実際の発令にあたっては、当該気象要件になった際、同時に降雨、降雪等があり、又は予測される状況なのか、火災発生の危険性があるのかなど、火災予防の実効性確保の観点から総合的に勘案し、火災警報発令の有無を判断することになる。特に、火災発生の危険性について

は、現在は、本条制定当時とは社会環境が大きく異なり、科学技術の進展、法制度の整備に伴い、安全装置付きガスこんろ、電磁調理器具、消防用設備等、住宅用防災警報器の普及、防火管理体制の構築など、火災予防、火災被害の軽減対策が整備されてきており、火災が発生し、拡大しにくい状況であることから、これらの社会的要素も判断材料にすることとしている。

2 火災気象通報の概要

火災気象通報については、平成 28 年に発生した新潟県糸魚川市での大規模火災を受け、消防庁においては「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を立ち上げ、当該検討会による提言として、通報を適切に活用するため、消防庁及び気象庁において、気象現象の広がりを踏まえつつ、発表区分を細分化できないかを検討する必要があることが示された。消防庁及び気象庁では、本検討会による提言を受け、平成 31 年 2 月 8 日付け消防消第 34 号・気業第 197 号通知により通報基準、通報の細分化、通報方法等に係る火災気象通報の見直しを行う旨の通知を発出し、以下のとおり火災気象通報の運用を見直した。

(1) 通報基準

従前の火災気象通報の通報基準は、出火リスクを示す「湿度」と延焼リスクを示す「風速」により構成されていたが、これらの基準について、各地の気象台等が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と統一する。このことにより、通報対象地域を細分化することが可能となり、これまで「一次細分区域（例：石狩地方 北部・中部・南部）」を対象としていた通報が、おおむね市町村を単位とした「二次細分区域」を対象とする通報となる。

※ 「乾燥注意報」発表基準 実効湿度 60 パーセント以下、最小湿度 30 パーセント以下

※ 「強風注意報」発表基準 平均風速毎秒 13 メートル以上

(2) 通報方法

従前は、発表基準に達する度に通報していたが、今後は、これに加えて毎朝定時（5 時）にも通報する。

ア 定時に行う通報

札幌管区気象台では、朝 5 時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象概況を毎朝北海道に通報し、北海道から当組合に通報される。このとき、乾燥注意報、強風注意報の発表基準に該当又は該当する恐れがある場合には、「乾燥注意報」は「火災気象通報【乾燥】」、「強風注意報」は「火災気象通報【強風】」、いずれにも該当する場合は「火災気象通報【乾燥・強風】」という形で通報される。また、火災気象通報に該当しない場合であっても、気象概況については定時に通報される。

イ 隨時行う通報

アで通報した内容と異なる乾燥注意報等を発表した場合は、その注意報の発表をもって火災気象通報に代える。

3 各号の解説

- (1) 第 1 号の「火入れ」とは、森林法に基づく火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却し、除去しようとする行為の全てをいう。
- (2) 第 2 号の「煙火」は、炎や火花、発熱部が外部に露出した状態で使用するもので、がん具用煙火（家庭で子どもが遊ぶような手軽で小さい花火（線香花火、ロケット花火など。）をいう。）も含む。
- (3) 第 3 号及び第 4 号の「屋外」とは、建築物の外部をいうものであり、当該建築物の敷地内であるか否かを問わない。
- (4) 第 3 号の「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い、又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為も含む。
- (5) 第 3 号の「たき火」とは、火を使用する設備や器具を用いず、又はこれらの設備や器具を用いる場合にあっても、本来の使用方法とは異なる方法で火をたくことをいう。また、本条においては、不用品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。

- (6) 第4号の「引火性又は爆発性の物品」のうち、「引火性の物品」とは、点火源により発炎燃焼を起こす蒸気を発生するもの（例：危険物第四類に属する物品）をいい、「爆発性の物品」とは、燃焼速度が極めて速く、瞬時に燃焼するもの（例：火薬類、ニトロ化合物等）をいう。
- (7) 第5号の「火災が発生するおそれがある」と認めて管理者が指定した区域内」は、必要に応じて管理者が指定する区域であり、現在は指定していない。
- (8) 第6号の「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものをいう。
- (9) 第7号の「裸火」については、酸化反応を伴う赤熱部又はこれにより発する炎が直接外部に露出している火（暖房を目的として用いる設備・器具の火を除く。）をいう。

4 乾燥、強風時に住民が留意すべきこと

- (1) 先述の火災警報の発令、火災気象通報の発表時はもとより、乾燥、強風のときに想定される主な火災危険とその対策の例は、以下のとおりである。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
<input type="checkbox"/>	屋外でバーベキューや花火をする際、火の粉等が強風により周囲の草や木造家屋、物置等に飛散し、そこから燃え広がる。	<ul style="list-style-type: none"> 屋外でバーベキューや花火をする際は、風向きに注意し、ほかのものに燃え移るおそれがないことを確認するとともに、すぐに消火できるように水バケツ、消火器等を準備すること。
<input type="checkbox"/>	たばこの吸殻、七輪の炭などを完全に消火せずにその場を離れたことにより、そこから火が立ち上るとともに、乾燥により火災が拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> 強風時は、火の粉が周囲に飛散しやすいため、上記行為を控えること。 たばこの吸殻、七輪の炭など火を使用した後に残されたもの（残火）は、完全に消火されたことを確認すること。
<input type="checkbox"/>	山林や原野などでキャンプを行う際、炊事をするために火をたいたが、強風により火のついた炭が草にも飛散し、空気や草が乾燥していたために山火事に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> 山林や原野等で火を使用する場合は、消火用の水バケツ、消火器等を準備しておくとともに、天気予報を確認し、乾燥注意報や強風注意報が発表されているときは、火災発生のおそれが高くなるため、火を使用しないこと。

- (2) 乾燥時は、空気中の水分、建物等に蓄えられる水分量が少ないため、火が付きやすく、かつ燃え広がりやすくなる。また、強風という気象条件が加わることにより、一層周囲への拡大が早くなる。よって、このような気象条件のときは、火の取扱いに十分注意しなければならない。